

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

社会労働研究 5巻 : 法政大学社会学部学会 会則

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

5

(発行年 / Year)

1956-03-25

法政大学

社会学部学会会則

第一条 この会は法政大学社会学部学会という。

第二条 この会の事務所は法政大学社会学部内におく。

第三条 この会の会員の学術研究を交換し、あわせて相互の連絡をはかることを目的とする。

第四条 この会は前条の目的を達するため、左の事業を行う。

一、機関誌「社会労働研究」(毎年一回以上)および社会問題・労働

問題に関する研究叢書の刊行

二、定例研究会および公開講演会の開催

三、その他この会の目的を達するために必要な事業

第五条 この会は左の者を以って会員とする。

一、法政大学社会学部の教授・助教授・専任講師・助手

二、法政大学社会学部学生および卒業生

三、この会の評議員会が推薦または承認した者

第六条 この会に左の役員をおく。
一、会長社会学部長
二、評議員 第五条第一

項の者より若干名、および互選により選出された学生、卒業生代表若干名

三、会計監事 第五条第一項の者より若干名、但し評議員と兼任はできな。

第七条 この会の事務を処理するため左の委員をおく。

一、編集委員 若干名
二、庶務委員 若干名
三、会計委員 若干名

第八条 会長を除く役員
の任期は一年とする。但し兼任を妨げない。

第九条 会長はこの会を代表し、評議員はこの会の運営にあたる。

第十条 会長は毎年一回以上会員に会務を報告しなければならない。

第十一条 この会の運営に関する細部の事項はこの会の内規による。

第十二条 この会の会員は会費として年額三〇〇円を納めなければならない。

第十三条 この会の会員は機関誌「社会労働研究」の配布を受け、これに投稿することができる。但しその採否は編集委員がきめることがある。

第十四条 この会則の改正は評議員会の議決による。

以上